

厚生労働省
「東京電力福島第一原子力発電所における
安全衛生管理対策のためのガイドライン」
への取り組みについて

平成27年12月8日
東京電力株式会社

0. 厚労省ガイドラインの発出について（1 / 2）

●福島第一においては、2014年、労働災害を多発させるとともに、本年、2件の死亡災害が発生した。また、工事量の増加に伴い、月ごとの労働者数は、最近1年間で約3500人から約7000人に倍増しており、平均被ばく線量は減少傾向にあるものの、被ばく線量が5mSvを超える労働者数が横ばい、集団線量は2013年8月以降高止まりしている。

●こうした状況を踏まえ、2015年6月の中長期ロードマップ改訂においては下記①～③の事項を反映。

- ①東京電力及び元方事業者が一体となった安全衛生管理体制の強化
- ②東京電力、元方事業者及び関係請負人によるリスクアセスメントの実施
- ③工事の発注段階からの効果的な被ばく低減措置の実施

●上記の措置を効果的かつ効率的に実施するため、当社及び元方事業者が実施すべき指示事項を一体的に示した本ガイドラインが、2015年8月厚生労働省より策定・発出された。

0. 厚労省ガイドラインの発出について（2 / 2）

●本ガイドラインは過去に発出された通達※に、新たな要求事項を追加して制定。

※「東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理対策等の徹底について」厚生労働省，2011年12月



当社は、本ガイドラインの発出を受け、従来の通達の内容について引き続き徹底を図るとともに、新規要求事項を的確に実施し、安全衛生管理対策のさらなる向上を図る。

ガイドライン要求事項への主な対応

ガイドラインのポイントは以下の通り。各項目に対する主な対応事項について次スライド以降で紹介。なお、赤字はガイドライン制定に伴う新規対応事項

1. 東京電力と元方事業者が一体となった安全衛生管理体制の確立
2. リスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施、安全衛生教育の充実
3. 工事の発注段階からの効果的な被ばく低減対策の検討及び実施
4. 健康管理対策等
5. 厚生労働省への報告等

1. 東京電力と元方事業者が一体となった安全衛生管理体制の確立

ガイドラインの主な要求事項

- 東京電力における安全衛生統括者等の選任と安全衛生協議組織の開催
- 元方事業者による関係請負人の指導・援助等

● 発電所長を「安全衛生統括者」、防災安全部長を「工事安全施工管理者」に選任し、安全管理体制を整備

● 「安全衛生協議組織」については、当社及び元方事業者約40社による安全推進協議会を組織し、定期（毎週）、災害発生時等は臨時で開催。発電所と元方事業者相互間における連絡及び調整、労働災害の原因分析及び再発防止対策の推進等について協議を実施。また、放射線関係については放射線管理連絡会を毎週開催し、作業環境測定結果に基づく作業上の注意事項に関して情報共有を実施

● ガイドライン要求事項ではないが、重大災害の発生を受け、発電所幹部と元請企業所長の合同パトロールをルール化（1回/週）し、一体となって危険個所の是正を実施中

● 「元方事業者による関係請負人の指導・援助等」に関し、作業計画の作成等に関する指導・援助として、サーベイ記録、被ばく低減対策に関する過去の良好事例に関する情報共有を行うとともに、元方事業者が作成した作業計画について、当社工事主管部門と放射線管理部門が内容のレビュー、必要な指導を実施



2. リスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施、安全衛生教育の充実

ガイドラインの主な要求事項

- リスクアセスメント（業務に起因する危険性又は有害性を特定し、それによって生ずるおそれのある労働災害のリスクを見積もり、リスク低減の措置の検討を行うこと。）の実施とその結果に基づく労働災害防止対策の実施
- 新規入場者や作業指揮者などに対する教育の充実等

●「リスクアセスメント」については、従来より社内マニュアルに従って、元方事業者が実施したリスクアセスメント結果を当社が評価。併せて、工事共通仕様書により元方事業者に対し、作業開始前に作業員全員が参加する事前検討会を開催し、リスクアセスメントを実施することを要求するとともに、当該事前検討会に当社の工事主管箇所が適宜出席し、安全管理に必要な情報や作業手順等が関係者全員に共有されていることを確認

●ガイドライン要求事項ではないが、作業直前に行う危険予知活動を強化するため、「1Fが推奨する模範的なTBM-KY法」の資料を作成し、展開中。現在、教育用ビデオ教材も準備中

●11月1日発注分より、総計画線量が1人・シーベルトを超えるおそれのある作業については、新たにリスクアセスメントの結果の概要を富岡労働基準監督署に提出

※赤字はガイドライン制定に伴う新規対応事項

2. リスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施、安全衛生教育の充実

- 新規入場者教育（保護マスクの取扱方法、個人線量計の取扱方法など）、関係請負人の作業指揮者への教育（発電所内の高線量箇所、非常時の避難経路など）等について、ガイドライン要求事項を満たすよう、既存の教育への項目追加、教材の新規作成・見直し等を実施
- ガイドライン要求事項ではないが、本年3月より危険体感教育を開始。年度内に作業員全員受講を目標に展開中

※赤字はガイドライン制定に伴う新規対応事項

3. 工事の発注段階からの効果的な被ばく低減対策の検討及び実施

ガイドラインの主な要求事項

- 全労働者の被ばく線量の総計が1人・シーベルトを超えるおそれのある放射線業務について、①東京電力による「被ばく低減仕様書」の作成、②元方事業者による「放射線管理計画書」の作成及び労働基準監督署長への提出等

- 11月1日発注分より、総計画線量が1人・シーベルトを超えるおそれのある作業については、当社の仕様書に、被ばく低減対策（無人化工法、遠隔操作、除染、遮へい等）の基本的な考え方を記載
- 元方事業者は当社の仕様書に記載された被ばく低減対策に関する具体的な実施事項と、作業時間短縮や遮へい用防護衣着用等、作業内容に応じた被ばく低減対策を記載した放射線管理計画書を作成し、施工計画に盛り込む。なお、これに先立ち当社と元方事業者で行う会議体（ALARA会議）で議論を実施
- 元方事業者は、総計画線量が1人・シーベルトを超えるおそれのある作業について、工事を開始する14日前までに放射線管理計画書を富岡労働基準監督署に提出
- 元方事業者は、作業工程毎に計画線量と実績線量の比較を行い、実績が計画を上回った場合は、原因を究明し、適宜放射線管理計画を見直す。また、計画線量と実績線量の比較結果を富岡労働基準監督署に提出

※赤字はガイドライン制定に伴う新規対応事項

4. 健康管理対策等

ガイドラインの主な要求事項

- 健康診断結果に基づく保健指導の実施、緊急医療体制の確保、熱中症対策、長期健康管理対策、作業環境の改善等

●法令に基づく健康診断や日常的な健康管理（作業開始前の体調確認や保健指導）については、各事業者の責任において実施

当社は、放射線業務従事者登録時およびその後6ヶ月毎に、協力企業作業員が法令に基づく健康診断を受診していること、医師により就業可の判定を受けていることを確認

●当社では、健康管理に関する関係請負人に対する指導及び援助として、今後、元方事業者に対する調査を行って実態を把握し、産業医科大学の支援を受けながら、必要な指導及び助言を検討

●救急医療体制に関しては以下を実施

- 救急医療室に救急科専門医を含む常駐スタッフを24時間配備
- 傷病者の状態に応じ医師の判断により公設消防に救急車・ドクターヘリを要請
- 当社独自に救急車を4台配備し、医師の判断によっては直接医療機関に搬送
- 国の関係機関（厚労省等）、関係医療機関（福島県立医科大等）、近隣の消防部局（双葉消防本部）等により組織された「福島第一原発救急医療体制ネットワーク連絡会議」に参加

4. 健康管理対策等

- 熱中症対策については昨年度制定した統一ルール等の取組みを継続実施

＜熱中症統一ルール例＞

- ・WBTGT（暑さ指数）が 25°C 以上で、作業時間を2時間に制限
- ・WBTGTが 30°C 以上で、作業を原則禁止 など

- 緊急作業従事者に対する長期健康管理を大臣指針に基づき適切に実施

具体的には、緊急作業による実効線量に応じて各事業者が以下を実施

- ・緊急線量 50mSv 超の者：年1回の白内障検査
- ・緊急線量 100mSv 超の者：年1回の甲状腺の検査・胃がん・肺がん・大腸がんの検査（がん検査等）

当社は、指針の要求を超え、協力企業作業員の方々を含め、がん検査等について緊急作業による実効線量が 50mSv を超える方まで対象を拡大して実施

- 作業環境の改善については、これまで除染・フェーシング等による構内の線量低減や大型休憩所・給食センター設置等を実施。今後も線量低減や休憩所増設などの環境改善に取り組む

※赤字はガイドライン制定に伴う新規対応事項

5. 厚生労働省への報告等

ガイドラインの主な要求事項

- ①放射線管理計画及びリスクアセスメント結果（総計画線量1人・シーベルトを超えるおそれのある作業）、②放射線作業届（1日につき1ミリシーベルトを超えるおそれのある作業）、③安全衛生管理状況、④労働者の被ばく線量等を、定期的又は随時に、富岡労働基準監督署又は厚生労働省に報告

●放射線管理計画及びリスクアセスメント結果については、工事を開始する14日前までに元方事業者が富岡労働基準監督署に提出

●1日につき1ミリシーベルトを超えるおそれのある作業を行う場合は、予め元方事業者が放射線作業届を富岡労働基準監督署に提出

●所内の安全衛生管理状況を四半期ごとに富岡労働基準監督署に報告

<報告事項例>

- 安全衛生管理体制（各種管理者の選任状況、健康管理体制の整備状況など）
- 当社が社員の安全衛生管理として実施した事項（安全衛生委員会の開催状況、熱中症対策の実施状況など）
- 関係請負人に対する実施事項（安全推進協議会の開催状況、作業計画・安全衛生教育・熱中症対策・健康管理に対する指導の実施状況など）

●全ての労働者の被ばく線量の累計を、毎月末日に厚労省に報告

※赤字はガイドライン制定に伴う新規対応事項